

広島県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和七年六月二日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下蒲刈川尻線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
呉市下蒲刈町下島字三津祿一〇七九八番二地 先から 呉市下蒲刈町下島字三津祿一〇七九七番二地 先まで	旧	七・〇〇〇 六・二〇	六二・八〇		
	新	七・〇〇〇 〇・九〇	六二・八〇		